

○西原町在宅老人移送サービス事業実施要綱

平成 11 年 8 月 18 日

要綱第 30 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、西原町在宅老人移送サービス事業(以下「事業」という。)を実施することにより、要援護老人の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 第 4 条に規定する利用対象者を、移送用車両(以下「リフト付きワゴン車」という。)により、居宅と在宅福祉サービスを提供する場所等との間を移送する事業とする。

(実施主体及び運営)

第 3 条 この事業は、町が実施し、その運営を社会福祉法人西原町社会福祉協議会(以下「社協」という。)に委託するものとする。

(利用対象者)

第 4 条 この事業の利用対象者は、町内に居住し、おおむね 65 歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床の者又は車いすを利用している者であって、一般の交通機関を利用することが困難なものとする。

(運行日時)

第 5 条 リフト付きワゴン車の運行日は、月曜日から金曜日までとし、西原町の休日を定める条例(平成 3 年西原町条例第 24 号)に規定する休日は、休業日とし、運行時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、社協会長が必要と認めるものについては、この限りでない。

2 前項に規定する休日であっても、利用者又は利用者の介護者等が運転手を確保できる場合は、同項の規定にかかわらずリフト付きワゴン車の貸出しができるものとする。

(登録)

第 6 条 リフト付きワゴン車の利用を希望する者は、社協会長に対し、あらかじめリフト付きワゴン車利用登録申請書兼受付台帳(様式第 1 号)により利用登録申請をしなければならない。

2 社協会長は、前項の申請を審査し、第 4 条に規定する者と判断した場合は、直ちにリフト付きワゴン車利用者台帳(様式第 2 号)に登録する。

(利用の申込み)

第 7 条 前条の規定により登録された者がリフト付きワゴン車を利用しようとするときは、あらかじめ利用の申込みをしなければならない。

2 社協会長は、前項の申込みを受けたときは、速やかに運行日程を調整し、当該申込者にその可否を通知しなければならない。

(利用者及び介護者の遵守事項)

第 8 条 リフト付きワゴン車の利用者及び介護者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用者が、病気その他の理由で利用しようとする日時に利用できなくなったときは、速やかにその旨を届け出ること。

(2) 介護者は、利用者の身体状況に応じ介添乗車すること。

(3) 乗車については、運転手の指示に従うこと。

(運転手の遵守事項)

第9条 リフト付きワゴン車の運転手は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)等を遵守すること。
- (2) 利用者及び介護者の処遇に関して細心の注意を払うこと。
- (3) 突発的事故が発生したときは、適切な処遇を講ずるとともに、速やかに社協会長に届け出ること。

(保険等)

第10条 社協会長は、リフト付きワゴン車の点検整備に細心の注意を払うとともに、適切な保険を掛けなければならない。

(運行日誌)

第11条 リフト付きワゴン車の運転手は、リフト付きワゴン車運行日誌(様式第3号)により、運行経路その他必要な事項を社協会長に報告するものとする。

(実績報告)

第12条 社協会長は、町長に対し、当該事業年度の翌年度4月10日までに決算書を添付の上、実績報告をしなければならない。

(帳簿等)

第13条 社協会長は、次に掲げる帳簿等を添え付け、常に整備しておかななければならない。

- (1) リフト付きワゴン車利用登録申請書兼受付台帳
- (2) リフト付きワゴン車利用者台帳
- (3) リフト付きワゴン車運行日誌
- (4) リフト付きワゴン車運行予定表

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。